

ひがしどおり

No. 38

議会だより



平成23年度議員研修：長野県川上村（H23. 9. 29）

8月定例会

定例会の審議内容	2~3P
一般質問に1人登壇	4~5P
臨時会・全員協議会	5~6P
委員会の動き・視察研修等	6~7P
議会の動き	8P

八月

定例会



審議内容

報告

条例

決算認定

平成二十三年東通村議会第三回定例会が八月二十九日から九月七日までの十日間の会期日程で開かれました。定例会には村長より、人事案件二件、報告案件三件、条例案件二件、決算認定案件二件、補正予算案件二件、契約案件二件、合計十三案件、議会から議員発議一件が提出され、全日程、全議案が原案どおり可決されました。開会初日は、会議録署名議員の指名、議会運営委員長報告後に会期を決定。次に教育民生常任委員会報告後、村長より提出議案について提案理由の説明を求め、八月三十日から九月五日まで議案熟考のため休会として散会。六日は、川村隆議員による一般質問が行われ、続いて人事案件二件、報告案件三件、条例案件二件を審議。七日は、決算認定案件二件、補正予算案件二件、議員発議一件を審議後閉会。

人事

○平成二十二年度東通村一般会計等の決算に基づく健全化判断比率

○東通村教育委員会委員の任命に關し同意を求める

現委員の大津眞吉氏は、九月三十日をもって任期満了となり、新委員として大槻淳氏が選任されました。

○人権擁護委員候補者の推薦

現委員の松木成雄氏は、二月三十一日をもって任期満了となり、新委員として成田俊一氏が推薦されました。

○東通村税条例

地方税法等の一部を改正する法律等が平成二十三年六月三十日に公布されたことに伴う条例改正です。

○東通村長期継続契約を締結する条例

役務の提供に係る契約についても対象とする条例改正で十二円、歳出総額は、十億四千九百四十七万五千五百九十二円、歳出総額は、十億七

○平成二十二年度東通村一般会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業特別会計

○平成二十二年度東通村一般会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業特別会計

該施設を利用した「認定こども園」をスタートさせるため、十月中に認可申請の手続きに着手する必要があります。「東通村乳幼児センター」と名称を定め、設置条例を制定するものが義務付けられ、監査委員の審査を受け、議会に報告するのです。

一般会計は、歳入総額、九十九円、歳出総額は、八十八億五千二百六十三万三千八百二十二円、翌年度へ繰越すべき財源三千二百十四万九千円を差引いた一億八千四百三十三万九千五百八十七円の剩余额を生じています。国民健康保険特別会計は、歳入総額、一億四千九百四十七万五千五百九十二円、歳出総額は、十億七

以上二案件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、各比率の公表が義務付けられ、監査委員の審査を受け、議会に報告するのです。

着手する必要があり、「東通村乳幼児センター」と名称を定め、設置条例を制定するもの

です。

一般会計は、歳入総額、九十九円、歳出総額は、八十八億五千二百六十三万三千八百二十二円、翌年度へ繰越すべき財源三千二百十四万九千円を差引いた一億八千四百三十三万九千五百八十七円の剩余额を生じています。国民健康保険特別会計は、歳入総額、一億四千九百四十七万五千五百九十二円、歳出総額は、十億七

です。

役務の提供に係る契約についても対象とする条例改正で十二円、歳出総額は、十億七

8月定例会

百五十八万四千八百三十円、一億八千三百九十万円、資本差引き四千百八十八万六千七百六十二円の剰余金、老人保健特別会計は、歳入歳出とも、八万八千六百三円、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額、五千三百八万六千五百四十六円、歳出総額は、五千二百七十八万二千三百六円、差引き三十三万四千二百四十円の剰余金、介護保険特別会計は、歳入総額、五億九千八百七十六万八千五百八十九円、歳出総額は、五億七千四百六十六万九千九百六十七円、差引き二千百八十一万百十円となりました。



年度分消費税資本的収支調整額から百四十一万二千四百五十円、建設改良積立金取崩額二百万円及び過年度分損益勘定留保資金百五十三万九百七十九円、当年度分損益勘定留保資金九千七百四十万二千六百五十五円、当年度分利益剩余金処分額千七百九十五万六千円で補填対応しています。

○平成二十三年度東通村一般会計補正予算（第三号）
当初予算編成時に不確定であつた事務事業等について補正。既定額に九千九百三十万二千円を追加。予算総額を百九億六千八百八万七千円とするものです。

○平成二十三年度東通村介護保険特別会計補正予算（第一号）

歳入は、主に介護給付準備基金を取り崩し繰入金に追加。歳出は、過年度分の介護給付費及び地域支援事業費の返還分等を追加。予算総額を歳入歳出六億二千八百六十八万一千円とするものです。

契約

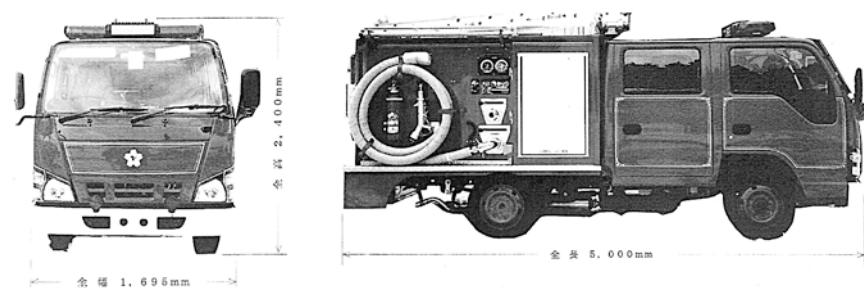
○物品の購入
(仮) 東通村北地区製水・貯

収益的収入は、税抜きで三億六千九百五十八万六千二百六十円、収益的支出は、三億三千五百四十七万九千四十三円で三千四百十万七千二百十七円の純利益を生じております。資本的収入は、税込みで



角氷用フォークリフト（参考：写真）

○議員提出
○発議第八号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書
議長、内閣総理大臣はじめ関係大臣へ提出。



小型動力ポンプ付積載車



川村 隆議員

共有地の測量、分割登記について

【川村議員】

原発に係わる上田屋地区の旧地権者の代替地は未だ個人登記ができない状況にあるが、その対応は。又、昭和四十八年に要望書を村に提出している原発関係地域外の部落共有地の測量、分割登記について早期に取り組む考えはあるか。

原発に係わる上田屋地区の旧地権者の代替地は未だ個人登記ができない状況にあるが、その対応は。又、昭和四十八年に要望書を村に提出している原発関係地域外の部落共有地の測量、分割登記について早期に取り組む考えはあるか。

原発に係わる上田屋地区の旧地権者の代替地は未だ個人登記ができない状況にあるが、その対応は。又、昭和四十八年に要望書を村に提出している原発関係地域外の部落共有地の測量、分割登記について早期に取り組む考えはあるか。

【村長】

共有地が正常に機能すべく体制づくりが急務であるとの考え方から、平成十七年度から平成十九年度にかけて、府内に専属職員を配置し、社団法人青森県公共嘱託登記司法書士協会むつ支部並びに土地家屋調査士協会むつ支局と協議を重ね、課題の整理を行つてきた。特にご質問の上田屋一番二の土地については、昭和五十四年に小田野沢の十二名の方方が共有持分を取得してお

り、共有物分割を前提に、平成元年に国土調査を実施したが、当該共有地と上田屋三十五番、目名川九番の境界確定がなされなく、筆界未定地として処理せざるを得なかつたという状況であった。その後、平成十八年に上田屋地区の共

般

質

問

**定例会本会議
9月6日**

大震災時の一時的避難場所確保について

【川村議員】

大地震による津波は一時的なものであり、犠牲者を出さない観点から、高台に避難場所を確保しておく必要があると思うが、村の考えは。



一般質問・臨時会・全員協議会

【村長】

東北地方太平洋沖地震の大津波は、これまでの指針や基準に基づき評価した津波の高さを大きく超えるものであり、現在、新たな見解を踏まえ指針や基準の検討進めているが、原子力発電所所在地域における津波の高さは、科学的な根拠に基づき想定することが出来ない状況となっている。又、青森県で策定した大地震に伴う沿岸の津波の浸水予測区域は当村の場合、最大、七メートルを想定したものであるが、これについても現在、見直し中であり、県の調査結果を踏まえたうえで現在、作成に手がけているハザードマップ等に反映していくこととしている。いずれにしても、津波が発生した場合は、先ず、住民を迅速かつ円滑に高台へ避難させる必要がある。一時的に避難させる高台を指定することも非常に大切と考えるが、住民が先ず、高台に一時的に避難し、その後、村指定の避難場所に避難する等の方法を構築する必要があると考えて

いる。特に海拔が低い地域については、村の緊急課題と位置づけ、避難場所の調査、案内標識の設置、避難路の選定等を緊急に着手することとしている。

平成二十三年東通村議会第二回臨時会が七月六日招集され、会期を一日とする日程で開催されました。臨時会には

村長より東通村農業委員会委員の推薦について、契約案件一件の案件が提出され、原案どおり可決されました。

第一回臨時会 議案

★八月二十九日（月）

午前十時三十五分 村庁議場にて

全員協議会

ら健全化判断比率及び資金不足比率について説明がなされ、その後、質疑が行われ閉会致しました。



○東通村農業委員会委員の推薦

六月二十七日指名競争入札に付し、一億六千百七十万円をもつて野村建設株式会社に落札したので、本契約を締結するためのものです。

○岩屋地区漁村再生工事請負契約

会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業特別会計

○協議案件

平成二十二年度東通村一般事業会計決算概要

平成二十二年度東通村水道事業会計決算概要



○平成二十二年度東通村公営企業会計の決算に基づく資金不足比率

七月十九日をもつて任期満了となるため、農業委員会等の法律に基づき、議会では、川原田久悦氏を推薦す

るに決定。

村長挨拶後、石田会計管理

了となるため、農業委員会等の法律に基づき、議会では、川原田久悦氏を推薦す

るに決定。

資源サービス課長から水道事

業会計、田中経営企画課長か

★九月十二日（月）

午前十時 村庁会議場にて

◎協議案件

○東通村太平洋北部沿岸海域資源増大計画・基礎調査報告

○東通村における地先共同漁業権等

村長挨拶後、初めに青森県水産振興会常務理事・佐藤立治氏より挨拶及び「東通村太平洋北部沿岸海域資源増大計画・基礎調査報告について」と題し、東通村における沿岸漁業の現状、資源増大の基本条件等、又、スクリーン映像を交え、資料に基づき詳細な説明がなされました。続いて、青森県農林水産部水産局長・宝多森夫氏より挨拶及び「東通村における地先共同漁業権等について」と題し、青森県の海の漁業、東通村の漁業生産、地先共同漁業権等について詳細な説明がなされました。

これに対し、議員からは、共同漁業権等質問が出され、その都度詳細な説明が行われました。

閉会いたしました。



教育民生常任委員会

（八月二十三日（火）午前十時開会）

一、こども園運営関連事項
二、東通村乳幼児センター設置条例

正する条例

三、東通村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

昨年三月の本委員会において、幼児教育機能と保育機能の両面を兼ね備えた認定こども園の整備計画について示し、その後、村内在住の乳幼児の保護者に対する説明会を行うとともに、乳幼児保育及び教育に対する意向調査を行い、整備計画の細部にわたる検討を加え、今年三月には法人との間でこども園の運営について協定書を締結、更に、今年四月からは村内の乳幼児の全ての保護者に対し入所希望調査を行いました。

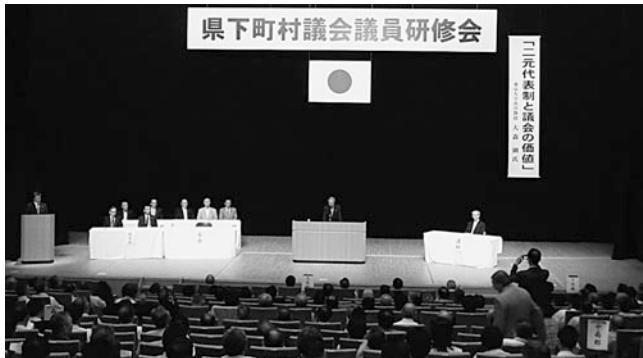
園ひがしどりの名称については、「東通村乳幼児センター」として条例制定し、運営法人により「こども園ひがしどり」の名称で認定こども園を開設して頂き、定であるが、四月に「こども園ひがしどり」をスタートさせたためには、運営法人に對して十月中旬に使用許可書を発行し、認可申請の準備を進めて頂きたく、このたび設置



委員会の動き

査を行い、その結果に基づいて運営予定法人と職員の採用計画を協議し、併せて財政計画についても協議を重ね、村支計画を立案したものであり、経費の節減に配慮しつつ、子育て支援と幼児教育振興の目的を果たすための計画としているとのことでした。次に、現在、建設を進めている、仮称・保幼園ひがしどりの名称について、当委員会として慎重審議の結果、村当局の原案を全会一致のもと了承されました。

村当局の詳細な説明があり、当委員会として慎重審議の結果、村当局の原案を全会一致のもと了承されました。



《県下町村議会 議員研修会》

去る、七月十五日（金）青森市民ホールで開催された、県下町村議会議員研修会は、講師に東京大学名誉教授・大森彌氏を迎え、「二元代表制と議会の価値」と題し、講演をして頂きました。

《大王わさび農場》

長野県安曇野市に位置する大王わさび農場は大正四年から開拓が始まり、約十五年の歳月をかけて十五ヘクタールにおよぶ日本一の「わさび田」を完成させ、有限会社大王が運営しています。ここに湧き出る北アルプスの雪解け水は、わさび栽培に欠くことのできないものであります。一日に十二万トンもの伏流水がこんど湧き出し、水温は年間を通じ十三度を保っており、この水はわさびの生育に必要な養分を豊富に含み、湧き出る時に酸素を十分取り入れ、水流となつてわさびを育



去る九月二十七日（火）から三十日（金）までの日程で、長野県安曇野市（大王わさび農場）及び長野県川上村の視察研修を行いました。

んでいます。農場周辺の湧水は「安曇野わさび田湧水群」と呼ばれ、環境庁の名水百選に選ばれています。

《長野県川上村》

川上村は、長野県南佐久郡の千曲川の最上部に位置し、人口約四千八百人で、日本有数のレタス産地であり、村内の就業者の六割が第一次産業にかかわっています。川上役場では、全国町村会長であります川上村・藤原忠彦村長様からご挨拶を賜り、その後、役場職員より高原野菜生産全般にわたり詳細な説明を受けました。かつては貧しい寒村だった川上村は、これといった産業がなかつたため、レタスの生産しかないと判断し、それが今や日本一のレタス王国となり、農家の約六百軒の高原野菜の販売額は二千七年に約百五十五億円、平均年収は二千五百万円を超えたとのことでした。又、農業後継者の平均年齢は二十九歳、農業従事者の平均年齢は五十二歳



で、働き盛りが農業に取り組んでいるとの説明を受け、村議員からは、肥料・大型機械の連携、イベント事業の主体、嫁不足解消計画・研修生などについて質問が出され、その都度、詳細な説明がなされました。その後、JA長野八ヶ岳川上支所を視察し、担当職員より高原野菜の出荷状況等について説明を受けました。

議会の動き

7月	6日	議会運営委員会・第2回臨時会
	12日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会・定期総会
	14日	県下町村議会議員研修会(～15日)
	20日	六ヶ所村議会・横浜町議会との交流会
	26日	青森県に対する重点要望説明会
8月	4日	全国原子力発電所所在市町村協議会総会
	23日	教育民生常任委員会
	25日	議会運営委員会
	29日	第3回定例会本会議・議会全員協議会
	30日	青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議
	31日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会意見交換会
9月	3日	東通村防災訓練
	6日	第3回定例会本会議(～7日)
	12日	議会全員協議会
	27日	議員視察研修(～30日)

議会を監視するのは『あなた』です。

8月定例会の傍聴人は41人でした。

あなたも議会の傍聴をしてみませんか。

傍聴は村政を知る良い機会です。

定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。

臨時会は、必要に応じて開かれます。

詳しくは、議会事務局27-2111
(内線412・413)へお尋ねください。

議会傍聴

今後も引き続き、議会の役割として、公正で、客観的な記事、地域住民に親しまれる、読みやすい、わかりやすい議会だよりづくりに努めますので、村民皆様の暖かいご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次回は、産業建設常任委員会の担当です。

総務企画常任委員会に引き続き、教育民生常任委員会が七月から九月までの議会の動きをまとめてみました。

定例会が八月二十九日開会され、提出議案十三件、議員発議一件を議決。九月七日閉会しました。

編集後記

平成二十三年八月第三回定例会が八月二十九日開会され、提出議案十三件、議員発議一件を議決。九月七日閉会しました。

編集後記